

技第511号の2
令和2年11月18日

岐阜県建設産業団体連合会長
岐阜県行政書士会長

} 様

岐阜県国土整備部技術検査課長

「建設業許可申請・変更等の手引き」の一部改正について（通知）

平素は建設行政について格別のご理解、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、別添国土交通省通知「建設業法施行令の一部を改正する政令等の施行について（通知）」（令和2年9月30日付け国不建第174号）等を受け、本県における取扱いについても同様の改正を行いましたので、貴会の会員等に周知いただきますようお願いいたします。

記

1 改正する手引き

(1) 建設業許可申請・変更等の手引

2 主な改正点

(1) 「建設業法施行規則」の改正を受けて、以下について改正を行う。

ア 経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準及び提出書類について（規則第3条及び第7条関係）

建設業者の事業の持続可能性の観点から、これまで個人の経験により担保していた経営の適正性を建設業者の体制により担保することとし、建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合することを許可要件としたところ、今般、経營業務の管理を適正に行うに足りる能力を有するものとして国土交通省令で定める基準は、①常勤役員等の体制が一定の条件を満たし適切な経営能力を有すること、②適切な社会保険に加入していることとした。

イ 許可を受けた地位の承継（規則第13条の2及び第13条の3関係）

建設業の譲渡及び譲受け並びに合併及び分割について事前に国土交通大臣又は都道府県知事（以下「国土交通大臣等」という。）の認可を受けた場合には、建設業法の規定による建設業者としての地位を承継することとされたところ、規則において、

- ① 認可の申請については、法律に定める認可の区分に応じ、関係者の連名で申請書を提出することとし、譲渡及び譲受け／合併／分割の許可の場合に準じた書類等を添付させることとした。
- ② 認可申請書の提出先が国土交通大臣となる場合において、都道府県知事の許可を受けている認可申請者は、認可の申請を行った旨を当該都道府県知事に届出をすることとし、また、国土交通大臣は、当該都道府県知事に対して、当該建設業者に係る書類の提出その他必要な協力を求めることができることとした。

また、相続について、建設業者が死亡した場合に死亡後30日以内に国土交通大臣等に申請を行い、認可を受けたときは建設業の許可を承継することとされたところ、規則において、認可の申請については、法律に定める認可の区分に応じ、相続人が申請書を提出することとし、許可の場合に準じた書類等を添付させることとした。

(2) 建設業許可事務ガイドラインの改正を受けて、以下について改正を行う。

ア 許可申請書及び添付書類の取扱いについて

規則第7条第1号ロに該当する常勤役員等を直接に補佐する者が、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数の業務経験を有する者であるときは、その1人の者が当該業務経験に係る常勤役員等を直接に補佐する者を兼ねることができることとする。また、財務管理、労務管理又は業務運営のうち複数を担当する地位での業務経験については、それぞれの業務経験としてその期間を計算して差し支えないものとして取り扱うものとする。

イ 経営業務の管理を適正に行うに足る能力を有するものとして国土交通省令で定める基準に適合する者であることについて

- これまで区別していた許可を受けようとする建設業の経験と許可を受けようとする建設業以外の経験を区別することなく、建設業の経営の経験として等しく取り扱うこととする。
- 規則第7条第1号ロの「財務管理の業務経験」とは、建設工事を施工するに当たって必要な資金の調達や施工中の資金繰りの管理、下請負人への代金の支払いなどに関する業務経験（役員としての経験を含む。）をいう。「労務管理の業務経験」とは、社内や工事現場における勤怠の管理や社会保険関係の手続きに関する業務経験をいう。「業務運営の経験」とは、会社の経営方針や運営方針の策定、実施に関する業務経験をいう。これらの経験は、自らが所属している建設業者又は建設業を営む者における経験に限られる。「直接に補佐する」とは、組織体系上及び実態上常勤役員等との間に他の者を介在させることなく、当該常勤役員等から直接指揮命令を受け業務を

常勤で行うことをいう。

- 「役員等に次ぐ職制上の地位」とは、申請者の社内の組織体系において役員等に次ぐ役職上の地位にある者をいい、必ずしも代表権を有することを要しない。なお役員等に次ぐ職制上の地位にあるかの判断は、提出された組織図などを確認することで行う。

ウ 事業承継について

- 「建設業者としての地位を承継する」とは、法第3条の規定による建設業の許可（更新を含む。）を受けたことによって発生する権利と義務の総体を承継することをいい、承継人は被承継人と同じ地位に立つこととなる。このため、建設業者としての地位の承継人は被承継人の受けた法に基づく監督処分や経営事項審査の結果についても、当然に承継することとなる。一方、法第45条から第55条までに規定される罰則については、罰則の構成要件を満たす違反行為を行った法人（個人）そのものに対して刑罰を科すものであるため、当該刑罰については、承継人に承継されるものではない。
- 認可の基準については、一般建設業の許可の承継については法第7条及び第8条、特定建設業の許可の承継については第8条及び第15条によるため、本ガイドラインの第7条関係及び第8条関係又は第8条関係及び第15条関係の記載と原則同様に取り扱うものとする。

3 適用日

令和2年10月1日

| | | | |
|-------|------------------------|-----|-----|
| 所 属 | 技術検査課 建設業係 | | |
| 係 長 | 市 原 | 担当者 | 藤 原 |
| 電話番号 | 058-272-8504（直通）内線3648 | | |
| FAX番号 | 058-278-2734 | | |